国立大学法人電気通信大学自動車運行管理規程

平成 5年 7月 2日

改正

平成 7年 9月 5日 平成19年 4月 1日 平成 7年10月30日 平成20年 3月25日 平成 8年 9月10日 平成23年 4月26日 平成11年 2月10日 平成25年 2月26日 平成12年 2月 2日 平成30年 3月30日 平成16年 4月 1日 平成31年 3月28日 平成17年 4月 1日 令和 2年12月25日

(総則)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)が所有する自動車(以下「自動車」という。)の運用及び管理については、この規程の定めるところによる。 (目的)

- 第2条 自動車は、本学の業務の円滑な運営を図るために使用することを目的とする。 (運行管理者)
- 第3条 自動車の現況を的確に把握し、安全かつ効率的に管理及び運用するため、運行管理者を置く。
- 2 運行管理者は、総務部総務企画課長をもって充てる。
- 3 運行管理者 (第5項に定める者を除く。) の職務を補助するため、運行管理補助者を 置く。
- 4 運行管理補助者は、総務部総務企画課課長補佐をもって充てる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、宇宙・電磁環境研究センター菅平宇宙電波観測所(以下「菅平宇宙電波観測所」という。)に属する自動車についての運行管理者は菅平宇宙電波観測所長をもって充てる。

(取扱主任者)

- 第4条 自動車の管理及び運用を適正に処理するため、自動車取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を置き、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 自動車を運転する者の指導及び監督
 - (2) 自動車使用承認の確認
 - (3) 自動車の点検及び整備
 - (4) 自動車の管理及び運用に関する手続並びに記録等の整理及び保存
 - (5) 自動車の安全管理及び事故防止の措置
 - (6) 車庫及び関係施設の点検並びに火災防止の措置
 - (7) その他、自動車の管理及び運用のため必要と認める事項
- 2 取扱主任者は、総務部総務企画課総務係長をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、菅平宇宙電波観測所に属する自動車に係る取扱主任者は、

菅平宇宙電波観測所担当の教員をもって充てる。

(運転従事者)

- 第5条 本学の学長から自動車運転業務を命ぜられた者(以下「運転従事者」という。) 以外は、自動車の運転業務に就いてはならない。
- 2 運転従事者の選任に関しては、学長が別に定める。

(使用の範囲)

- 第6条 自動車を使用できる範囲は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 東京都内における会議等の出席
 - (2) 東京都内における来客者等の送迎
 - (3) 官公庁等への事務連絡
 - (4) 菅平宇宙電波観測所の教育研究及び事務に関する連絡等
 - (5) その他、本学の管理運営上必要と認められる場合

(使用の手続き)

- 第7条 自動車を使用する者は、事前に自動車使用願(別紙様式第1号)を運行管理者に 提出し、許可を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 2 運行管理者は、自動車の使用に際し、使用日時、使用用務等を審査の上許可するものとする。ただし、使用を許可した場合でも、運行不能な事態が生じたときは、これを取消すことができるものとする。

(使用上の留意事項)

- 第8条 運転従事者は、法等を守り、常に安全運転を心掛けるとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 運行前は、自動車運転日誌(別紙様式第2号)にある点検を行い、異常を認めた場合は、直ちに運行管理者に報告し、その指示に従うものとする。
 - (2) 運転中に故障又は支障を来す状態を発見した場合は、速やかに運行管理者に報告し、 その指示に従うものとする。
 - (3) 使用後は、自動車運転日誌にある点検を行い、所定の場所に格納し、使用報告を運行管理者に行うものとする。

(事故発生の場合の措置)

- 第9条 運転従事者は、運行中に事故が生じたときは、直ちに応急措置をとるとともに、 運行管理者に通報しその指示に従うものとする。
- 2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに所轄警察署の現場検証に立ち会うものとし、事故の原因を調査して、その旨を速やかに物品管理責任者及び担当の理事に報告するものとする。
- 3 運転従事者は、運行中に事故が生じたときは、現場において被害者及び加害者あるいはその他の関係者に対して、事故の責任、損害賠償等に関し、一切の取り決めをしてはならない。
- 4 運行管理者は、運行中の事故に際し、必要に応じて当該自動車に同乗していた者から、 その状況について報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程によりがたい事態が生じた場合は、運行管理者と協議し、これを定める

ものとする。

附則

この規則は、平成5年7月2日から施行する。

附即

この規則は、平成7年9月5日から施行し、平成7年7月28日から適用する。

- この規則は、平成7年10月30日から施行し、平成7年10月12日から適用する。 附 則
- この規則は、平成8年9月10日から施行し、平成8年8月12日から適用する。 附 則
- この規則は、平成11年2月10日から施行する。

附則

- この規則は、平成12年2月2日から施行し、平成12年1月24日から適用する。 附 則
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附貝

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

IH 制

- この規程は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

自動車使用願

下記のとおり自動車を使用したいので承認願います。

記

請求年月日		(元号)		年	月	日	()	
運行課等名				課長等	等名				
運転従事者				同乗	渚				
	(元号)	年	月	E	1 ()		
運行予定	発車場所								
	出庫時間		時		分			往復	
	入庫時間		時		分			片道	
行 先						走行距	产		
						(予定	()		k m
用務									
車 種	() 乗用車 () トラック								
備考									

総務企画課	総務係長
課長補佐	

自動車運転日誌

(元号) 年 月 日() 天候()

車両番号				運転従事者	
使	用	時間		運 行 区 間 指示	メーター
時	分	時	分	発地~(経由地)~着地 始業時	Km
				終業時	Km
				走 行	Km
				給	油
				カ゛ソリン	リツトル
		+			
備	考			<u>, </u>	

点 検 表

	点 検 個 所	点検項目	始業	終業	備考
油	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、きき具合			
運転	駐車ブレーキ・ペダル	踏みしろ			
席	燃料	燃料の量			
/市	ハンドル	遊び、がた、重さ			
	ワイパー	きき具合			
	ミラー関係	写影、汚れ			
車	ラジエーター	リザーバータンクの水量			
中の	ブレーキ・オイル	リザーバータンクの油量			
外	エンジン・オイル	油量			
観	ファン・ベルト	損傷、はり具合			
等	タイヤ	空気圧、損傷、摩擦具合			
4	ライト関係				
	外観				

[※]始業及び終業の欄は、レ印をする。